



福井労働局発表
平成25年8月30日

担
当

福井労働局 雇用均等室
雇用均等室長 野添 雅恵
地方育児・介護休業指導官 三浦 直子
電話(0776)22-3947

期間雇用者の育児休業取得を促進する助成金制度が新設されました！

－9月11日、両立支援助成金説明会を開催します－

期間雇用者(パート、派遣、契約社員など)も一定の要件を満たせば育児休業を取得できるということについて、労使双方とも未だ認知度が低く、結果、育児休業が取得できないというトラブルも生じています。これについては行政指導等により解決を図っているところです。

期間雇用者等、非正規労働者の育児休業取得状況については、福井県の平成24年度勤労者就業環境基礎調査によれば、平成23年度に在職中に出産した女性のうち育児休業を取得した者の割合は、正社員は88.2%であるのに対し、パートタイム労働者は66.9%と、正社員よりも低い結果となっています。

厚生労働省では、今般、さらに期間雇用者の育児休業取得を促進するため、両立支援助成金制度に「期間雇用者継続就業支援コース」を新設しました(下記1)。

福井労働局では、本助成金を広く周知するために9月11日(水)に説明会を開催します(下記2)。

併せて毎週火曜日に「両立支援助成金個別相談会」を開催することとしました(下記3)。については、本助成金制度周知にご協力をお願いします。

I 「期間雇用者継続就業支援コース」概要

☆対象となる事業主は

- 1 中小企業事業主
- 2 期間雇用者が正社員と同じ条件で育児休業制度、育児短時間勤務制度を利用できること
- 3 休業後に原職に復帰させていること
- 4 期間雇用者が6か月以上育児休業を取得し、原職に復帰してさらに6か月以上継続勤務していること
- 5 全社員に対し、育児休業制度等について、理解を深めるための研修を実施していること

☆受給できる金額は

- | | |
|-------|------|
| 1人目 | 40万円 |
| 2～5人目 | 15万円 |

さらに休業後、正社員として職場復帰させた場合の加算措置として

- | | |
|-------|------|
| 1人目 | 10万円 |
| 2～5人目 | 5万円 |

Ⅱ 両立支援助成金説明会

- 1 日 時 平成25年9月11日(水)13:30～15:30
- 2 場 所 福井春山合同庁舎8階第一共用会議室(福井市春山1丁目1-54)
- 3 説明内容
 - ・「期間雇用者継続就業支援コース」を含む両立支援助成金制度 【労働局】
 - ・「0歳児育児休業応援企業奨励金」「育児短時間勤務応援事業」 【県】
- 4 申込締切 平成25年9月5日(木)(定員100名先着順、参加無料)
- 5 申込先 福井労働局雇用均等室(FAX等で参加申込可能)

※説明会当日の取材も可能です。

Ⅲ 両立支援助成金個別相談会

- 1 開催日 毎週火曜日 9時30分～16時
- 2 場 所 福井労働局雇用均等室
(福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎9階)
- 3 申込方法 事前に雇用均等室あて電話にて要予約(TEL 0776-22-3947)

- 【参考資料】
- 1 両立支援助成金説明会開催のお知らせ
 - 2 両立支援助成金(平成25年度)
 - 3 福井県の0歳児育児休業応援企業奨励金